

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東風会定款第8条（評議員の報酬等）及び第22条（役員報酬等）の規程により、評議員会で定められた、役員並びに評議員に対する報酬等の支給基準により、当法人の役員及び評議員の報酬等に関する事項について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事の報酬)

第3条 理事が理事会に出席したとき、又は理事長が招集し必要と認めたときは、報酬及び費用弁償を支給する。

ただし、役員研修会等に出席した場合は、旅費規程により支給する。

2 理事長の報酬は、別に定める。

理事会出席報酬等	5,000円
----------	--------

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び指導監査の立会い、又は理事長が招集し必要と認めたときは、報酬及び費用弁償を支給する。

ただし、役員研修会等に出席した場合は、旅費規程により支給する。

理事会出席報酬等	5,000円
----------	--------

第5条 評議員が定時評議員会に出席したとき、又は理事長が招集し必要と認めたときは、報酬及び費用弁償を支給する。

ただし、役員研修会等に出席した場合は、旅費規程により支給する。

評議員会出席報酬等	5,000円
-----------	--------

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、評議員会にて協議の上決定する。

附則 この規程は平成30年12月12日より施行する。